



和労発基0821第2号
令和6年8月21日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣谷行敏 殿

和歌山労働局長
松浦直行

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、紀州有田商工会議所会頭及び和歌山県地方労働組合評議会議長から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。



和劳発基0821第3号
令和6年8月21日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣谷行敏 殿

和歌山労働局長
松浦直行

和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

和歌山県鉄鋼業最低賃金（平成25年和歌山労働局最低賃金公示第2号）